



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*6 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 909 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 2
- 910 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (") 3
- 911 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課) 3
- 912 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 3
- 913 保安林の指定の解除 (森林整備課) 3
- 914 " (") 4
- 915 公共測量の実施 (技術調査課) 4
- 916 道路の位置の指定 (都市政策課) 4
- 917 " (") 4

○ 選挙管理委員会告示

*71 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 5

○ 警察本部告示

3 和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 5

○ 公告

入札公告 (警察本部) 8

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月11日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定による診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年和歌山県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

題名中「第4条の3第2項」の次に「及び第12条の3」を加える。

第1条中「同じ。」の次に「及び第12条の3」を加える。

第2条第1項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者	施行令第8条第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法第5条の2に規定する認知症である者	介護保険法第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

第3条を次のように改める。

（告示）

第3条 和歌山県公安委員会は、前条第1項の規定により医師を指定した場合にあってはその氏名並びに勤務する病院名及び病院の所在地を、同条第2項の規定により医師を指定した場合にあってはその氏名並びに勤務する病院名及び病院の所在地並びに診断の対象者を告示するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則の廃止）

2 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第12号）は、廃止する。

告 示

和歌山県告示第909号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月19日まで縦覧に供する。

平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月19日

2 名称

特定非営利活動法人日本豪州友好協会

3 代表者の氏名

三角治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町垣倉182番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、日本国民と豪州国民に対して、国際交流活動や国際理解の促進等に関する事業を行い、二国間の相互理解及び友好親善に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第910号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月26日まで縦覧に供する。

平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山太極拳気功協会

3 代表者の氏名

菊谷佳世子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島1426番地 キクタニビル3階

5 定款に記載された目的

この法人は、一般大衆に対して、保健運動の啓発推進を図る事業を行い、生涯学習、生涯健康に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社和	日高郡由良町吹井187-21	ケアサポートなごみ	日高郡由良町里248-1	居宅介護支援事業	平成26.6.2
株式会社和	日高郡由良町吹井187-21	デイサービスほのか	日高郡由良町里248-1	通所介護・介護予防通所介護	平成26.6.2

和歌山県告示第912号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
オレンジ調剤薬局	有田郡有田川町庄31番178	—	中本英紀	平成26.7.1

和歌山県告示第913号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字千本榎19の1（次の図に示す部分に限る。）、字桶谷20の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡印南町大字上洞字道瀬563の2、564の2、字池之谷976の85、976の86
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第915号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき新宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。
平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量
- 2 作業期間 平成26年6月30日から同年12月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市全域

和歌山県告示第916号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3256	紀の川市東国分字宮毛73番の一部、74番の一部、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 26.7.2	6.00	25.00
				6.00	58.84

和歌山県告示第917号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3257	紀の川市貴志川町前田字貫井9番1の一部、9番2の一部、10番の一部	紀の川市桃山町元145番地4 株式会社阪田地所 代表取締役 阪田香奈	平成 26.7.2	6.00	71.28

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

第2項の表中

社会福祉法人博愛会軽費老人ホーム ケアハウス博愛みちしお	日高郡日高町大字阿尾646	を
社会福祉法人博愛会軽費老人ホーム ケアハウス博愛みちしお 住宅型有料老人ホーム ふじの里	日高郡日高町大字阿尾646 日高郡日高町大字荊木115—1	

に改める。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年7月11日

和歌山県警察本部長 下田隆文

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月11日（金）において、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム増強業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、情報認識端末を設置し、その情報を拠点サーバに送信するシステム構築実績を有することとする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、24時間365日運用によるサーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとする。

キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

コ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びクからコマまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム増強業務を担当する者は（1）のオの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びキの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

（ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（コ）仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

（サ）申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

（シ）申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを

添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書 (障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書 (保守体制業務に関する連絡体制図を添付すること。)

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の (ア)、(コ) 及び (ス) から (ソ) までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ) の書類についてはシステム増強業務を担当する構成員が、(シ) の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ) から (ケ) までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員) 及び委任状 (コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名 (型名)、数量、仕様を記載したもの)。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書 (過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書 (障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書 (保守体制業務に関する連絡体制図を添付すること。)

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱 (平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のアの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) 並びに (1) のイの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの (ア)、(イ)、(カ)、(ク) 及び (ケ) に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月11日 (金) から同月31日 (木) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) に定める休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものと

し、その後は、平成26年8月1日（金）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部本庁舎別館1階 会議室9

(2) 日時

平成26年7月22日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年7月11日（金）から同年8月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

刑事企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年8月15日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年8月20日（水）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答は、平成26年8月26日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月11日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務 一式

(3) 履行期間

- ア 和歌山県警察捜査支援システム増強業務
契約日から平成27年3月31日までの間
- イ 和歌山県警察捜査支援システム貸借業務

平成27年3月1日から平成32年2月29日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

平成26年7月11日（金）から同月31日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年8月1日（金）午後4時までには刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部本庁舎別館1階 会議室9

(2) 日時

平成26年7月22日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部本庁舎2階 会議室2

イ 入札日時

平成26年9月3日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Increase and rental of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System

(2) Time limit for tender:

By hand: 10:00 a.m. Wednesday 3 September 2014

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120